

電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第百七十号）（抄）

（電気の使用制限等）

第二十七条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者からの受電を制限することができる。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～六（略）

七 第二十七条の規定による命令又は処分に違反した者

八～九（略）